

日本で学ぶ留学生の就職率向上に向けて

平成 30 年 4 月 20 日
規制改革推進会議

近隣アジア諸国での給与水準が急速に高まる中、高度人材の重要な供給源である外国人留学生を、我が国に留めることは喫緊の課題となっている。留学生のうち約 6 割が国内企業への就職を希望するものの¹、実際に就職に至る割合は全体の約 3 割に過ぎない²。このため、『日本再興戦略 2016』では留学生就職率を全体の 5 割に上げるとの目標が掲げられ、取組が進められている。

日本企業独自の採用慣行のもとで、留学生の就職率を高めるのは容易ではない。世界的に人材獲得競争が激化するなかで留学生の就職率 5 割の目標を達成するには、留学生の実態を踏まえた制度の見直し、また企業と留学生双方の各種手続の簡素化等が不可欠である。

政府においては、大学・大学院（以下「大学」という。）留学生が就職しやすく、また能力を発揮しやすい環境をつくるために、以下の措置を講ずべきである。

1. 在留資格の変更手続を透明化し、簡素化する

留学生は就職する際に、就職先の職務に該当する在留資格に変更する必要があるが、多くは「技術・人文知識・国際業務」への変更を求める。法務省は許可条件として、大学での専攻と職務の関連性を「柔軟に判断している」というものの、資格変更の不許可理由の説明に丁寧さを欠くとの指摘もある。また変更手続の際、採用企業の規模が小さいほど多くの添付書類が求められる。このため、以下の措置を講ずべきである。

在留資格の変更許可申請における不許可事例を調査し、留学生の在留資格への変更許可ガイドラインに基準を明示し、周知を徹底する

採用企業が中小企業・スタートアップ企業であっても、経営の健全性や信用力の評価に応じて書類の添付義務の緩和を受けられるよう、企業のカテゴリー分け³に新たな基準（例：地方公共団体及び産業団体との留学生就職支援活動への関与状況、社会保険料の納付状況、政府調達の実績等）の追加を検討する

入国管理局の窓口混雑緩和のため、電子申請の早期開始を検討する

¹ 日本学生支援機構「平成 27 年度私費外国人留学生生活実態調査」

² 日本学生支援機構「平成 28 年度外国人留学生進路状況・学位授与状況調査結果」

³ カテゴリー 1 には、日本の証券取引所に上場している企業、保険業を営む相互会社、日本又は外国の国・地方公共団体、独立行政法人、特殊法人・認可法人、日本の国・地方公共団体認可の公益法人、法人税法別表第 1 に掲げる公共法人が、カテゴリー 2 には、前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収合計表の源泉徴収税額が 1,500 万円以上ある団体・個人が、カテゴリー 3 には、前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人（カテゴリー 2 を除く）が、カテゴリー 4 には、カテゴリー 1 から 3 のいずれにも該当しない団体・個人が当てはまる。

2. 就職インセンティブと定着率向上のために高度人材ポイント制を活用する

高度外国人材の活用のため、学歴や年収などの項目ごとに付与されたポイントが合計 70 点に達すれば、出入国管理上の優遇措置（在留期間の長期化、家族の帯同や就労、手続の優先処理等）が与えられる。

法務省の指定する“特定の大学”の卒業生の場合、上記の優遇措置が与えられる可能性は高い。しかし本邦大学のうち“特定の大学”は 13 校に過ぎない上に⁴、都市部の大学が中心である。特に優れた留学生の国内就職と定着を促すという政策目標の観点から、また企業の採用を促すためにも、高度人材ポイント制による入国管理上の優遇制度を拡充し、以下の措置を講ずべきである。

ポイント加算の対象になる本邦の“特定の大学”の対象範囲及びポイントの拡大を検討する。その際、地方の大学にも門戸を開くよう検討する
高度人材ポイント制度が留学生の就職において積極活用されるよう、留学生及び企業への周知を徹底する

3. 起業要件を見直す

起業のために必要な在留資格「経営・管理」の取得には、常勤 2 名以上の雇用、または資本金もしくは出資金の総額が 500 万円以上の事業規模要件を満たす必要がある。外国人起業家の受入れ促進のため、資本金のうち地方公共団体が最大 200 万円まで負担する取扱いがなされている⁵。また、外国人起業家支援は、今後更なる特例の創設が予定されてはいるが⁶、この特例も地方公共団体の関与が条件である。留学生の起業を加速するために、以下の措置を講ずべきである。

大学卒業者の起業に限り、在留資格「経営・管理」の取得条件である資本金または出資金の引下げを検討する

地方公共団体だけでなく、大学が支援する場合も上記の特例の対象とすることを検討する

4. インターンシップを活用できるようにする

留学生・企業双方の相互理解を深める場として、インターンシップは有効である。しかし法務省のWEBサイトでは、無給と有給の場合におけるインターンシップの参加条件の違いが明確に記述されておらず、インター

⁴ 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件（平成二十六年法務省告示第五百七十八号）の第二条第一項又は第二項に該当する大学は、東京大学、京都大学、東北大学、九州大学、大阪大学、名古屋大学、北海道大学、筑波大学、東京工業大学、広島大学、東京医科歯科大学、慶應義塾大学、早稲田大学の計 13 校のみ（2018 年 1 月時点）

⁵ 地方公共団体が起業支援を行う場合における在留資格「経営・管理」の取扱い（平成 30 年 1 月 法務省入国管理局）

⁶ 政府は、外国人起業家の受入れを促進するため、国と地方公共団体の適正な管理・支援の下、①創業人材特例を全国展開、②創業人材特例の基準を満たさない者等についても入国・在留を認める制度（スタートアッププログラム（仮称））を構築する予定。（未来投資会議構造改革徹底推進会合「企業関連制度・産業構造改革・イノベーション」会合（雇用・人材）（第 2 回）法務省・経済産業省提出資料「外国人起業家の更なる受入れ拡大に向けた創業活動支援について」）

ンシップは卒業間際の学生にしか認められないとの情報が広く認識されている。インターンシップの積極活用に向け、以下の措置を講ずべきである。無給のインターンシップにおいては、対象者・対象活動に制約がなく参加できること、また、有給インターンシップにおいても、週 28 時間以内である限り、資格外活動(いわゆるアルバイト)の包括許可の範囲内とみなされ、対象者・対象活動に制約がなく、個別の届出不要で参加できることの周知を徹底する

週 28 時間を超える有給インターンシップにおいては、単位を修得するために必要な実習等である場合や専攻科目と密接な関係がある場合等には、最終学年に限らずとも参加が認められることの周知を徹底する

5 . 就労のための日本語能力を強化する

日本で就労し活躍するためには、相当の日本語能力が求められる。ビジネスで使用する日本語能力を強化する教育環境を充実するため、以下の措置を講ずべきである。

日本語教師の養成・研修の仕組みを改善させ、日本語教師のスキルを証明するための資格について整備する

複数の大学で取組が開始されている「留学生就職促進プログラム」の成果(ビジネス日本語、キャリア教育、就職活動に必要なノウハウほか)を早期に公表し、当該プロジェクト参加外の大学へ横展開を図る

留学生がスムーズに職場に定着できるよう、新規就職者等へのビジネス日本語の研修等の機会を提供する

6 . 地方における就職支援を強化する

約7割の留学生が東京以外の地方大学で学んでいることから⁷、地方における就職支援が求められる。このため、以下の措置を講ずべきである。

東京圏から地方への「人」の流れづくりに取り組み、地方公共団体の担い手確保の施策について、外国人留学生を含む東京圏の人材の受入れに積極的な企業の掘り起こしや、人材の円滑なマッチング等を支援する

全国どの地域でも留学生が就職相談できるよう、ハローワークの拠点を強化し、就職支援を行う

企業における外国人材の雇用管理改善を支援するためのガイドブック

「高度外国人材にとって魅力ある就労環境を整備するために～雇用管理改善に役立つ好事例集～」がより広く活用されるよう周知を徹底する

以上

⁷日本学生支援機構「平成 29 年度外国人留学生在籍状況調査」